

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集Ⅰ

No. 2503

「表示づくり」で人を育てる
参加企業増えコンテストが進化
マックス(株)

特集Ⅱ

事故時の想像が安全行動増やす
カード使った教育手法を提案
安衛研 最新研究から

ニュース

疾病の「2次予防」推進
厚労省 THP 指針見直しで報告書案

労働災害動画 配信しています！

↓コチラから



安全スタッフ電子版へログイン後→「各種サービス」
→「動画で学ぶ労働災害事例」からご覧いただけます

8月
1日号

2026



社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRアップ21 東京会
社会保険労務士 小泉事務所
所長 小泉 正典

第391回

社員の昼食を買い出し中に転倒

■ 災害のあらまし ■

F県で、歯科医院に勤務する新入社員の歯科助手Hさんは、昼食時の休憩時間に、院長をはじめ他のスタッフの昼食の買い出しに向かった。買い出しの途中、店先の段差でつまずき、バランスを崩し転倒、転倒した際に左足首を強打し骨折してしまった。Hさんは、休憩時間中ではあるが、上司や同僚から頼まれた昼食を買いに行く行為が原因であるとし、労災認定の手続きを行った。なお、昼食の買い出しは、新入社員ということもあり、忙しそうにしている周りのスタッフの様子を見かねて、Hさんから「お弁当を買いに行くので、ついでに何か買ってきませんか？」と声をかけたものだった。

■ 判断 ■

Hさんの行為は、休憩時間ということもあり事業主の支配、管理下にあったとは考えられず、また、上司からの明確な業務命令（お使いの指示など）があったものといえないため、**業務外**と判断された。

■ 解説 ■

労災認定における「業務上外」の判断をする場合には、「業務起因性」と「業務遂行性」の2つの要件から判断されることになる。業務起因性とは、負傷や疾病が業務に起因して生じたものであるかどうか、業務遂行性とは、被災労働者（＝ケガをした労働者）が労働契約に基づいて事業主の支配下にある状態であったかどうかで判断することになる。

では、今回のケースで考えてみよう。

業務遂行性の判断では、事業主の支配、管理下にある状態で発生した災害かどうか

がポイントになるが、勤務時間中のケガであれば、「業務起因性」と「業務遂行性」のふたつの要件を満たすことになるので業務上災害と判断される。一方、休憩時間については、労働基準法第34条第3項に「使用者は、休憩時間を自由に利用させなければならない」と規定されており、労働者は、休憩時間に事業場内にいる場合は、事業主の支配・管理下にあっても、業務に従事していないと判断される。休憩時間中に外出することは基本的に自由で、その時間中に転倒などでケガをすることがあったとしても、業務外と判断されることが多い。

また、今回のケースでは、上司から明確な業務命令を伴う買い出しではなく、自ら申し出たものであったという点も業務外と判断されたポイントになったのであろう。仮の話にはなるが、もし、「他の社員の分の昼食を買い出し」に行くことを上司から頼まれたという状況にあった場合は、今回の判断とは異なり、上司から頼まれた＝業務命令があったとみなされ、休憩時間中であつたとしても、外出先であつたとしても、「業務起因性」および「業務遂行性」が認められ、業務上と判断された可能性は高いと思われる。

過去の類似する事例についても、いくつか紹介しておこう。

取引先との会食（ランチ）については、業務の一環である接待や商談を兼ねたランチであれば、移動中や食事時のケガも労災（業務災害）と認められる可能性が高い。社内食堂や社内敷地内でのケガの場合には、事業主の管理下（業務遂行性）にあると判断され、社内食堂での転倒などは業務上と認められることがある。社内食堂で食中毒が発生し、体調不良が生じたケースで労災が認められた例もある。建築現場にお



いて、道路脇で昼食休憩中、車に接触し負傷したケースでは、休憩場所が道路脇しかないような状況であったことから、施設状況に問題があったとされ、業務上と判断された。

逆に、業務外と判断されたものでは、休憩時間中に、社内（屋上）でキャッチボールをしていたところ、ボールが顔に当たり負傷した例がある。この場合は、キャッチボールという私的行為が原因であり、会社施設の関与がなかったことから、業務外と判断された。

似たようなシチュエーションで逆の判断が示された例では、休憩時間の終了間際にハンドボールを使ったゲーム中、従業員の一人が転倒したという事案がある。このハンドボールゲームが、午後の作業を開始するにあたっての準備運動を兼ねたもので、全員参加を基本としていたことから業務上災害と認定されている。炭鉱採掘現場で、泥にまじっていた不審物（不発弾）を休憩中に針金でつついていたら、それが爆発して手の指を負傷した事案では、不審物を針金でつつく行為が私的な行為（遊び）と判断され、業務外となっている。

www.srup21.or.jp